

2022年10月7日

お客さま 各位

株式会社 青森銀行

「当座勘定規定」等の改正について

株式会社青森銀行は、「電子交換所」への移行に伴い、2022年11月4日より当座勘定規定およびこれに付随する小切手用法・手形用法を下記の通り改正させていただきますので、お知らせいたします。

1. 改正する規定等

当座勘定規定（一般用、ホームチェック用、専用約束手形口用）
手形・小切手用法（約束手形用法、為替手形用法、小切手用法）

2. 主な改正内容

(1) 当座勘定規定

電子交換所からダウンロードする画像（イメージデータ）により印鑑照合、用紙の確認を行う旨の追記

全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴い、個人信用情報センターへの登録に係る項目を削除

(2) 手形・小切手用法

チェックライター使用時、金額欄は3桁ごとに「,」を印字する

電子交換システム対応のため、読取箇所へのメモ書きや記載被り禁止

使用可能文字一覧の追加

以 上

改正対比表

当座勘定規定（一般用）

現 行	改 正 後
<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>() <u>（追加）</u></p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>(3) （同左）</p>
<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形であることを確認してください。</p> <p>(3) 前二項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>() <u>（追加）</u></p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合、必要とみとめられる枚数を実費で交付します。</p> <p>() <u>（追加）</u></p> <p>() <u>（追加）</u></p> <p>第10条～第16条 （記載省略）</p>	<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんがうたがわれるものがあった場合には、直ちに当行宛てに連絡してください。</u></p> <p>(5) （同左）</p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第10条～第16条 （記載省略）</p>

現 行	改 正 後
<p>第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (記載省略)</p>	<p>第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず) を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず) を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (記載省略)</p>
<p>第 18 条～第 28 条 (記載省略)</p>	<p>第 18 条～第 28 条 (記載省略)</p>
<p>第 29 条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>第 30 条 (休眠預金等活用法にもとづく取扱)</p> <p>(以下、記載省略)</p>	<p>第 29 条 (削除)</p> <p>第 29 条 (休眠預金等活用法にもとづく取扱)</p> <p>(以下、記載省略)</p>

改正対比表

当座勘定規定（ホームチェック用）

現 行	改 正 後
<p>第 8 条（小切手、手形の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>() (追加)</p> <p>(2) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受は名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p>	<p>第 8 条（小切手、手形の支払）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>第 9 条（小切手、手形用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前二項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。</p> <p>() (追加)</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>() (追加)</p>	<p>第 9 条（小切手、手形用紙）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛てに連絡してください。</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) 当座勘定から支払をした小切手または手形の用</p>

現 行	改 正 後
<p>() (追加)</p> <p>第 10 条～第 16 条 (記載省略)</p> <p>第 17 条 (署名鑑照合等)</p> <p>(1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p> <p>第 18 条～第 28 条 (記載省略)</p> <p>第 29 条 (個人情報情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに 5 年間 (ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の</p>	<p>紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第 10 条～第 16 条 (記載省略)</p> <p>第 17 条 (署名鑑照合等)</p> <p>(1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名 (電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず) を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 小切手、手形として使用された用紙 (電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず) を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>第 18 条～第 28 条 (記載省略)</p> <p>第 29 条 (削除)</p>

現 行	改 正 後
<p>判断のため利用できるものとします。</p> <p>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>第 30 条 (休眠預金等活用法にもとづく取扱)</p> <p>(以下、記載省略)</p>	<p>第 29 条 (休眠預金等活用法にもとづく取扱)</p> <p>(以下、記載省略)</p>

改正対比表

当座勘定規定（専用約束手形口用）

現 行	改 正 後
<p>第 8 条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>() (追加)</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。</p>	<p>第 8 条（手形の支払）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。</p>
<p>第 9 条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>() (追加)</p> <p>(2) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>第 10 条～第 14 条 （記載省略）</p> <p>第 15 条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相</p>	<p>第 9 条（手形用紙）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛てに連絡してください。</p> <p>(3) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第 10 条～第 14 条 （記載省略）</p> <p>第 15 条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 (電磁的記録により当行に画像</p>

現 行	改 正 後
<p>当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p> <p>第 16 条～第 25 条 (記載省略)</p> <p>第 26 条 (個人情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに 5 年間 (ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>第 27 条 (休眠預金等活用法にもとづく取扱)</p> <p>(以下、記載省略)</p>	<p>として送信されるものを含みます)を届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙 (電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p> <p>第 16 条～第 25 条 (記載省略)</p> <p>第 26 条 (削除)</p> <p>第 26 条 (休眠預金等活用法にもとづく取扱)</p> <p>(以下、記載省略)</p>

改正対比表

約束手形用法

現 行	改 正 後
<p>1.～3. (記載省略)</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>() (追加)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p> <p>7.～9. (記載省略)</p>	<p>1.～3. (記載省略)</p> <p>4. (1) (同左) (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7.～9. (記載省略)</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7			8		
漢数字	壹	弍	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	
	9		10		100			1,000			10,000											
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬										

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

改正対比表

為替手形用法

現 行	改 正 後
<p>1.～4. (記載省略)</p> <p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>() (追加)</p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>7.～11. (記載省略)</p>	<p>1.～4. (記載省略)</p> <p>5. (1) (同左) (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7.～11. (記載省略)</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4		5		6		7		8				
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌
	9		10		100			1,000			10,000										
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬									

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

改正対比表

小切手用法

現 行	改 正 後
<p>1.～3. (記載省略)</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>() (追加)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p> <p>7.～9. (記載省略)</p>	<p>1.～3. (記載省略)</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、...)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7.～9. (記載省略)</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7			8		
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	
	9		10		100			1,000			10,000											
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬										

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。